

特記事項

(区の事務を担うものとしての責務)

- 1 乙は、新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例（平成 18 年新宿区条例第 40 号）第 6 条に規定する責務を果たすこと。

【参考】
(指定管理者等の責務)

第 6 条 指定管理者等は、区の事務を担うものとしての責任を自覚し、区政に対する区民の信頼を損なうことのないよう、この条例の趣旨に従って行動しなければならない。

(公益保護のための通報を行ったことを理由とした不利益取扱いの禁止)

- 2 乙は、新宿区公益保護のための通報に関する条例（平成 18 年新宿区条例第 39 号）第 20 条第 3 項の規定を遵守すること。

【参考】
(不利益取扱いの禁止等)

第 20 条

3 指定管理者若しくは事務受託者若しくはこれらのものであったもの又は派遣労働者に係る労働者派遣（労働者派遣法第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣をいう。）を行い、若しくは行っていた者は、その使用し、又は使用していた者が公益保護のための通報を行ったことを理由として、当該その使用する者を解雇し、又は当該その使用し、若しくは使用していた者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

- 3 甲は、乙が前項に違反したときは、この契約を解除することができる。